

特定非営利活動法人日本歯周病学会認定医試験施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本歯周病学会認定医制度規則第10条第1項の規定に基づき、認定医試験に関し、必要な事項を定める。

(認定医試験の公示)

第2条 認定医委員会（以下「委員会」という）による認定審査は、原則として毎年2回、学術大会時に実施し、日本歯周病学会（以下「本学会」という）は3か月前までに認定医試験の公示を行うものとする。

(認定医試験)

第3条 認定医試験は筆記試験と書類審査によって行われる。筆記試験は、歯周病全般の臨床的専門的知識に関する事項について行う。

第4条 申請者は、次の各号に定める認定医申請書類を委員会に提出し書類審査を受けなければならない。

- (1) 認定医認定申請書（様式1）
- (2) 日本歯周病学会認定医資格審査表（様式2）
- (3) 履歴書（様式3）
- (4) 日本歯周病学会会員証明書（様式4）
- (5) 歯科医師免許書（A4版コピー）
- (6) 認定医・専門医教育講演参加証（コピー（A4版1枚にまとめること））
- (7) 倫理に関する講演参加証、またはe-learningの受講証明（コピー）
- (8) 研修証明書（様式5）
- (9) 指導医の推薦書（様式6）
ただし、主任指導医を置く施設では主任指導医の推薦書
- (10) 指導医の検印を受けた症例報告書（様式7・8）
- (11) 認定医認定申請料領収書（振込控えのコピー）

(認定医試験の要件)

第5条 第4条（10）の症例報告書は次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 歯周炎患者の治療症例を1症例提示する。
- (2) 「認定医制度申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」の基準を満たしていなければならない。

(認定医試験の判定)

第6条 委員会は提出書類と筆記試験の内容により審査し、その可否を判定する。その結果を本学会理事会に報告し承認を得るものとする。

附則

1. この施行細則は、平成20年4月24日から施行する。
2. この施行細則は、平成26年5月23日から施行する。ただしこの施行細則の第4条(7)に関しては、平成30年1月1日から施行する。
3. この施行細則は、平成28年5月19日から施行する。
4. この施行細則は、平成30年5月31日から施行する。